

## 第2編

# 観光・人流原論

## ～観光を学び論じる意味～

- 第1節 「[楽しみ]の旅」概念を表現する  
字句の誕生と発展
- 第2節 辞書に見る「[楽しみ]のための旅」  
概念及びそれに対応する字句の発生と  
その後の展開
- 第3節 政策が影響した字句「観光」等の  
世間での使用法
- 第4節 新聞記事に見る字句  
「観光」「ツーリスト」「ツーリズム」
- 第5節 「観光」語源論と命名論の決着
- 第6節 概念「観光」から概念「人流」への進化
- 第7節 観光と観光学

## 第2編 観光・人流原論 ～観光を学び論じる意味～

本編では、何のために観光を学ぶのかを考えるために、概念「観光」の社会的必要性について考える。多くの教科書は観光学は実務的、学際的と記述するが、水学、情報学、環境学といった他のジャンルも同様であり、活動や政策の対象となる観光が、社会のサブシステムとしてどのような役割をしているかということを理解しなければならない。社会システムは唯一存在するわけではなく、経済システム、学問システム、政治システム、法システム、家族友人システム等機能別に分化しているが、それぞれの機能的分化システムのコミュニケーションに関連して、それぞれ、貨幣、真理、権力、正義、愛といった成果メディアが存在する（『基礎情報学 西垣通』）。この成果メディアは、伝播メディアを利用して社会情報を論理的、感性的に媒介する機能を持ち、コミュニケーションの意味的なつながりを整え、これを成立させる役割を担っている。意味解釈の揺れを抑制し、出来るかぎり正確に社会情報の意味内容を伝達するための媒介手段として、うまく機能することによって、例えば学問的な論議は真理という観点からのコミュニケーションに限定され、経済的な利害関係だの私的情実怨恨だのが混入して学問システムが破綻しないようにすることが出来るのである。

この成果メディアは、連辞的なメディア（コミュニケーションの期間的・継起的な接続に関するもの）と範的的なメディア（コミュニケーションの空間的・概念的連関に関わるもの）の両者によって機能する。後者は出版物や電子媒体図書等情報の意味内容を「意味ベース」として社会的に記憶・貯蔵したもので、概念上の選択肢を提供し、コミュニケーションの成立を助ける。意味ベースは専門的な知識ベースと常識ベースから成り立つが、使用される文脈から独立した、抽象的・普遍的なものであり、時間的・空間的に安定しているという特質を持っている。

連辞的メディアに関しては「二値コード」と「プログラム」が用いられる。学問システムの二値コードは「真／偽」、プログラムは「理論」、法システムの二値コードとプログラムは「適法／違法」と「法律」ということになる。マスメディア・システムは一般の機能システムとは異なる特殊な性格を持っている。内容的にはあらゆる分野（経済、政治、法、学問、家族友人等）にわたっているメタ社会システムであり、成果メディアは「テーマ」であり、「人気／不人気」という独自の二値コードに基づいて生起するものである（『基礎情報学』）。

観光システムを機能的に分化した社会のサブシステムととらえると、成果メディアは「観光資源（観光対象）」、その場合の二値コードは「非日常／日常」、プログラムは「人の移動」ということになるが、成果メディアである「観光資源（観光対象）」は、「人の移動」に限定されないから、機能的分化システムとは整理できない。サブシステムには機能的に分化したシステムのほかに専門的に分化したシステムがあり、社会の参加メンバーである個人が関与するコミュニケーションの偏りをあらわす。観光は機能的に分化したシステムではなく、専門的に分化したシステムととらえることが素直であるが、マスメディア・システムと極めて相性がいい。従って、Covid-19によって人流規制が実施される事態になってみて、成果メディアを「観光資源」にこだわらずにマスコミの「テーマ」に相当するものに据え変えた方が、理解が進むのではないかと思われるのである。

### 第1節 「楽しみ」の旅 概念を表現する字句の誕生と発展

概念とは社会的なものである。観光という概念も社会的なものであり、機械的に誕生させられたものではない。本節では、日本において「楽しみ」のための旅あるいは「日常生活圏を離脱して非日常活動を行うこと」とされる概念「観光」を表現する字句が、いつ頃から発生しどのように変化していったかを、「観光」に関連する英語圏の概念が日本に紹介されてゆく過程とあわせて概観する。

#### 1 定住化により発生した「旅」概念

定住社会における人の非日常圏への移動概念が、英語圏では字句travel、日本では字句「たび」、漢字圏では字句「旅」を代表例として収斂していった。この移動は、兵役、納税といった「楽しみ」とは認識されないものであったことから、日本列島に漢字「旅」が輸入されたとき、素直に「たび」があてられたことは容易に想像出来る。またtravelの訳語が漢字圏及び日本において共通に「旅」「旅行」があてられたことも理解しやすいものであった。

旅を考察する前には、定住を考えなくてはならない。定住の仕方は地域、時代により異なる。中世西欧や江戸時代が定住社会であったかも考え方により異なるから、旅、旅行は、字句も概念も厳密には一様ではない。旅の分析を能動的及び受動的とする分類も更に当否を含めて掘り下げる必要があり、相当数の庶民が定住を前提とした生活をしていなかったとすると、後述するtravelを能動的と捉える見方もその分変化し、仮説の立て方も変わる。

#### 1-2 日本の中世・近世社会の旅

日本では「近世」という語は古くから用いられていたが、これを現在の使われているような定義で、歴史学上の時代区分としたのは内藤湖南であり、西洋史における伝統的な「古代→中世→近代」の三時代区分論では日本の歴史をうまく捉えられないとして適用された。近世に概念「観光」が成立していたかの判断は、当時の旅行者の属性、旅行内容、旅行費用等の数値データを整備して分析をしなければ、科学的に論議することはできない。坂本燿子が指摘（『江戸の紀行文』）するように、当時記述された和文の印刷物化が2%程度の状況では困難である。今後の研究成果が待たれる。

##### 1-2-1 観光概念の必要性の有無

日本の中世・近世に概念「旅」も字句「旅」も存在した。しかし、概念「観光」が存在したかは、それを必要とする社会的経済的理由を判断することであり、極めて現代的問題なのである。

内田九州男は往来手形の文言から「導者」を伊勢参詣者に限定するか否かを論じている。字句「導者」、「巡礼」のみをもって観光概念を論じることには限界があるものの、『大阪市史』に1698年には「導者宿」の記述があることから概念「観光」を必要とする社会的経済的必要性が既に発生していたと考えてもよさそうである。

藤谷俊雄著『「おかげまいり」と「ええじゃないか」』によれば、文明の頃、伊勢一国には百二十の関所があり一銭ずつ徴収している。同書は字句「信仰の近世化」を使用しているが、観光化に近似している。江戸時代の旅は「中世のように来世の成仏を願っての苦行ではなく、現世利益を求めためか、さては観光を目的とする旅行」というのである。来世の安楽への望みよりも、現世の幸福追求に変化し、まさに楽しみのための旅、観光化である。そこには金銭経済の浸透が前提にある。御師の存在から、現

代の旅行業の機能を持っていたと考えてよさそうである。

『更級日記』によれば、天皇家の氏神である伊勢神宮は式年遷宮も行えないほど荒廃していた。これは十一世紀前半のことであるが、その後江戸時代になって御師（伊勢神宮の世話役）がインバウンドのツアーコンダクターとなる社会背景が誕生し、現代の概念「観光」が必要になってきている。

金森敦子は江戸から伊勢まで往復二十四日とし、切り詰めた旅行だと一日一朱で計算すると一両二分になるとする（『伊勢詣と江戸の旅』）。神崎宣武は、講を組んだ庶民が伊勢をめざして旅をし、その費用は数十両（一両十三万円）と推計している（『江戸の旅文化』）。1800年当時の日本の人口は三千万人、一人当たりGDPは九百ドル（1990年価格の購買力平価）と推測されている。従って観光概念を必要とする社会であったと認識することは可能であろう。伊勢詣をする旅人は江戸中期には五十万人程度いたとされるから、人口三千万人として六十人に一人の割合であり、高度経済成長期はじめの海外旅行に匹敵する頻度である。

約六十年に一度発生したおかげ参りは、本居宣長の『玉勝間』の記載によると、宝永のお蔭参りは四月上旬から一日二～三千人が松阪を通り、最高は一日二十万人となっている（「お陰参り Wikipedia」）。着の身着のまま家を出てきた者も多く参加しており、道中、富裕層から藩主までもが、銭・飯・草鞋・薬などを配り、宿まで提供した。善意から出たものではなく、集団が暴徒化するのを防ぐために先手を打っていたに過ぎず、時期を見計らって支配者が施行中止を申し渡していた。四国巡礼の接待（施し）でも憐れみと厄介払いへのリアルな認識があったようだ。従って、お陰参りは現代概念の観光行動であったと認識はできないであろう。

### 1-2-2 旅のコミュニケーション手段

江戸時代に伊勢御師等の存在をもって概念「観光」が成立していたと考える場合、現代でいえば海外旅行概念である。パスポートに相当する往来手形が発行され、国際通貨に相当する共通貨幣（金銀銅貨）を使用し、コミュニケーションは英語に相当する「漢文」を使用していたからである。なお、この場合であっても概念に対応する字句「観光」はまだ誕生しておらず、字句「遊覧」等があてられていたと考えるのであろう。

単一民族単一言語説を唱える者がいるが、話し言葉が通じない状況が1874年の東京麹町を舞台にした井上ひさしの戯曲『国語元年』で描かれている。幕藩体制下六十八国の共通（文）語であった漢語文は、同時に琉球国、朝鮮国、清国との間での共通語でもあったから、上海に渡った高杉晋作は、筆談で清国人と意思疎通している。江戸時代、他の藩は他国、外国であり他の藩が欧州の国と戦い負けてもそれは他国のことであるという意識であった。

岡倉由三郎によって字句「標準語」がstandard languageの訳語として生み出されたのは1890年である（『日本語学一斑』）。1894年の日清戦争を契機としてナショナリズムが高まる中、統一言語の策定を図ろうとする動きが急激に進んだ。植民地化した台湾で日本語を教えるため、教授する国語（標準語）を確定しなければならない需要もあった。しかし、標準語と沖縄語の差異は、スペイン語とポルトガル語以上の開きがあり、英語と独国語の差に近いという学者もいるくらいであった。

### 1-2-3 徳川幕府の人流政策

観光学研究者は伊勢参詣に注目するが、1636年に始まった参勤交代はそれ以上に無視できない。政治的統制の面だけでなく、藩収入の5～20%程度が移動にあてられたから、結果として人流政策に寄与したはずである。

江戸時代にも訪日旅行者は存在した。1633年に渡航禁止令が発布されたが、同年からオランダ商館長の江戸参府も始まった。翌1634年に琉球王国謝恩使が開始され、海外からの渡航者も累計十万人と推計

されている。従って鎖国という字句の使用法も見直されている。

## 1-3 西欧中世の旅

欧州中世は、巡礼の旅が進化してゆく時代である。十二世紀サンチアゴ・デ・コンポステーラへの巡礼者は最盛期五十万人、十六世紀ローマの兄弟団も年間五十万人の巡礼を無料で世話したと記録されている。現代ルルドへの年間参拝者数二百万人と比較すればその規模が理解出来る。それが現代概念の観光と同じであるのか、違うものなのかを判断することは、日本の中世・近世の旅と同じく、極めて現代的なことなのである。

### 1-3-1 巡礼の旅

徒歩による旅は一日三～四十キロである。それは今も昔も世界中変わらない。西欧中世における巡礼の旅は十一世紀までは自発的なものであったが、その後は巡礼者が組織化され増加していった。

欧州は地形的にも気候的にも穏やかであり、道路網も存在したから、巡礼の旅は長く継続することができた。聖地は同じ宗教圏の中にあり、言葉もラテン語が使える、修道院は一日旅程圏内に一つ存在したから、沿道人口が増加してゆけば道中の安全度も向上していった。巡礼者も団体を組んで安全度を上げたのである。関所は増えたがそれほど妨げにならなかった。印刷技術の向上で地図の入手も可能となっていた。

では、神は天に存在するのに、なぜ聖地に巡礼したのであろう。初期キリスト教時代から巡礼必要性論議が存在する。従って、十一世紀に聖人崇拜と巡礼運動に対する批判が高まり、啓蒙思想でも批判された。それがいつの間にか教養の旅、物見遊山の旅に変化した。

### 1-3-2 旅と宿泊政策

古代ローマの皇帝時代、既にキリスト教の共同体は通過する信者のために泊まれる場所と食事を提供する施設を整備していた。修行と隣人愛が結びついた修道院制度は紀元四世紀頃まではさかのぼることができ、それが欧州の古代、中世、近世へと持続している。

特権を持たない商人は、満身に遠方への旅にも出られず、ましてや住民の大多数を占める農民は村を離れることもなく、人の移動の少ない閉鎖的な社会に留まっていた。この中世前期に、あえて旅をせざるを得なかった者への宿と食事の提供は、キリスト教会と修道院の仕事であった（『巡礼の文化史 ノルベルト・オーラ』）。修道院以外では、一般人の家庭での「異人歓待」という旅人を泊める風習が世界各地で見られる。

聖俗の権力者は人々が群れるのを恐れており、巡礼は奨励と取締りの両面を持っていた。古来移動の自由を持つ人は権力者にとって胡散臭い存在である。ある面では重宝がられるものの、自分の傘下で定住しないという意味で危険な人々であった。

宿屋は十三世紀以降変化した。貴族、司教、商人に定住傾向が出た時期、同時に巡礼や傭兵の高まりで旅行者が増加した。そのため、宿屋の基準として当局の要請で、宿泊施設は十人以上を可能とする設備保持が義務付けられたところが多かった（『巡礼の文化史』）。1604年英国法はインの本来の用途は旅人の受入、休息、宿泊のためであって、みだりがましい放蕩者をもてなし、泊め、その金と時間をみだらなる醜態のうちに消費させるためではないとわざわざ規定した（『イン 白田昭』）。最盛期のインは宿屋、貸馬車、劇場がセットになっており、鉄道開通により衰退したが、自動車時代になり再び復活している。定価制度がない時代の旅は不便であり、鉄道開通により百貨店等が立地して定価制度が普及するのをまたなければならなかった。

### 1-3-3 教養と娯楽の旅の出現

『巡礼の文化史』は「巡礼者から教養と娯楽の旅人へ」という項の中で「中世末期には巡礼詣が娯楽の旅へとスムーズに移行した」とする。教養の旅はいくつかの共通点（合理的な旅）はあり、巡礼の旅の続きのように見えるが、意図は異なっている。偉大な古代の場所ではあったが、使徒の墓の訪問と両立したわけではなかった。

聖地エルサレムがイスラム教徒の支配地域に入った（637年）あとも、イスラム側は宗教の自由を認めており、キリスト教徒のエルサレム巡礼を妨げなかった。旅の施設やサービスがなかった時代であり、修道院が巡礼者たちの宿泊を受け入れていた。十一世紀に入ると人々は団体を組んで旅をし、あらゆる年代、階層の男女が、一年以上の時間を巡礼に費やし、大都会コンスタンチノーブルを賞賛し、エルサレムで聖遺物を尊敬の念をもって見つめたのである。

中世の三大巡礼地エルサレム、ローマ、サンチャゴ・デ・コンポステーラが、順を追って人気の巡礼地として名を高めていった。1291年最後の十字軍国家が陥落したため、遠隔地への巡礼に目覚めた何百万人という巡礼予備軍が、エルサレムに代えて欧州内の二大巡礼地に向かうこととなった。

巡礼目的地も、積極的に巡礼者の受入促進を努力した。ローマの聖年は五十年に一度とされていたが、二十五年に一度となった。現代日本の社寺の「御開帳」と似ている。

巡礼街道沿いの都市には巡礼者のために施療院が数多く設けられ、巡礼への便宜が図られていた。施療院の設置主体は、最初は修道院や教会であったが、次第に市当局、慈善団体等の世俗的な救済が増えていった。

中世末期から近世にかけて、宗教動機を基本としつつも楽しみや物乞いなどの現世利益が前面に押し出されてきた。観光的な要素が強くなり前面に出てきた。サンチャゴ・デ・コンポステーラへ往復六カ月かけたネーデルランドの手工業者が年収の半分ほどで実行した例などがある。江戸町民の伊勢参りとはほぼ同じ程度の負担であった。

十九世紀に鉄道が整備され巡礼も隆盛になったが、世界大戦はその熱を冷ましている。1960年代以降再び徐々に隆盛になった。巡礼の旧教の新教に対する攻撃的な信仰告白という性格も失い、プロテスタントも参加するようになっていった。

### 1-3-4 ヴェネツィアの観光政策

塩野七生『海の都の物語 四』第九話に、1480年対トルコ戦争が終結したばかりの時代に、ミラノからエルサレムへ向かう往復半年近い聖地巡礼の旅日記が紹介されている。結婚、戦争と並べられる出来事のようなからローマ帝国時代の観光に近い。中世期からルネッサンス期にかけて、パレスチナへの巡礼専用船が定期的に運航されていた。ライバルはマルセイユだが、ヴェネツィアの観光政策が勝っており人気のパッケージ・ツアーが存在した。料金は庶民の五～六年分の家計生活費に相当し、特別に恵まれた層だけが対象だった。トロマーリオと呼ばれる巡礼者相手の案内人が適当な宿を紹介し、外国語対応の可能な観光事務所員も用意されていた。現代の旅行業務取扱管理者的な責任者である。1355年には旅館組合が作られており、高級ホテルも四軒が登録されていた。旅館の義務に宿泊人の名前通報義務があった点は、古代、現代と同じである。ヴェネツィアの聖遺物参拝をすれば、有効期限のない完全免罪が獲得出来ることとなる特権があり、ついでに官庁建築物、結婚式典、造船所等の産業観光もシステム化していたから人気が高かった。

巡礼船の定員は九十人で、帆桁の落下事故、熱病による死亡や道中ペストの疑いがある死者の水葬が記述されているから命がけである。場所により戦闘があるようで、途中でそれぞれに旅を続行するかを確認している。ヴェネツィアには巡礼事業法があり、乗船する巡礼の数を規定し、医師、武装兵の乗船

を義務化するとともに、道中の死亡の場合の所持品の処理方法まで規定している。クレタ島上陸では、ペストにかかっていないことの証明に時間がかかっている。イスラム教徒の支配地では通行許可書が必須で数日取得にかかっている。ガゼツラと呼ばれる巡礼専門の通訳兼ガイドに率いられ、聖跡や聖遺物を訪問する。同一巡礼船で往復する場合、聖地滞在には最高二十日の許可が出るようだ。道中描写に、現地人が靴を履き、玄関で靴を脱ぐ習慣を紹介している。ジェリコへのオプション・ツアーは、安全保障がないので参加者は半減したようである。食料持参である。ロードス島等寄港する島ごとにトルコ軍の襲撃情報の確認がなされ、寄港地の僧院では貧富の差なく巡礼者を接待する様子などが記述されている。塩野氏は「グループを組織しての観光事業は、決して現代だけの産物ではないことを実証したかった」と結ぶ。グーテンベルグの活版印刷機の発明以来、印刷は急速に広まり、主人公の『聖地巡礼記』は1481年に出版されている。そのヴェネツィアを、1867年のマーク・トウェインは「女性用のガラスのビーズや、学校に通う女の子や子供用の詰まらないおもちゃや細々した装身具の行商人になってしまった」「しかし、月光を浴びると十四世紀にわたる街の偉大さがあたりに栄光の輝きを放ち、今やまた、地上の諸国のなかでも、最も威厳にあふれた街となるのである」と表現している（『赤毛布旅行記（地中海遊覧記）』）が、この時点では観光概念は完全に存在していた。

### 1-3-5 英国・グランド・ツアーの評価

十七、八世紀の英国はケンブリッジ級の大学でもレベルが低く嘆かわしい状況であり、国費留学に加えて裕福な貴族の子弟の自費外遊が増えていた。Grand tour, Grand touristである。十七才、十八才の若者が、短くても一、二年は本国を離れており、現代的感覚の観光旅行には該当しない。ディケンズの二都物語の舞台となった時代である。治安は劣悪で旅人保護のため騎馬憲兵隊が配置されていた。ジョン・ロック等トップクラスの家庭教師が同行することもあり、アダム・スミスはこの職で収入を得て国富論を記述している。tourであるが修学旅行の訳が適当である。しかし語学習得には遅過ぎ、知識と分別を習得するには早過ぎるからか、ジョン・ロックやアダム・スミスによるグランド・ツアー評価は低い。この制度にとどめを刺したのは、産業革命によりブルジョア階級の富裕化が進み、旅が一般化したからである（本城靖久『グランド・ツアー』）。つまり観光概念が誕生したのである。グランド・ツアーの目的地は先進国の仏伊である。独は宿や道路が劣悪であった。定価概念の誕生しない時代であり、護身用ピストル、馬車、寝具持参である。関所税が必要であり、健康証明書がないと「四週間」（原文のママ）観察留置である（『グランド・ツアー』）。ドーバー海峡には定期郵便船が就航し、ルソー等ロマンチズムの影響により、アルプスにも旅している。十八世紀が深まるに連れて数も増加し常時四万人の英国人が大陸に滞在していた。字句Hotelが使用されたのもこの時期である。スイス観光立国の恩人は英国の若者であったが、ギボンは「侵入してくる」と苦情を言っている（『トマス・クック物語 ピアーズ・ブレンドン』）。

### 1-3-6 トマス・クックの登場

石井昭夫は、「近代」旅行業の出現は鉄道開通によるとする。旅行業概念を現代概念の実運送、実宿泊を利用するものとする、輸送人員が急増した実運送の鉄道の出現をもって、近代旅行業の出現とすることに異論はない。現代旅行業が主力とするアウトバウンドと同じであり、伊勢御師が各地から旅行者を誘致したインバウンドとは異なる点には留意する必要がある。

1841年、宗教家クックが、禁酒運動の一環として、酒に代わって楽しみを与えるレクリエーション運動として、近距離日帰り割引鉄道エクスカージョンを始めた（『トマス・クック物語』）。五百人規模の旅であり、ジェントリー層より下層の庶民が参加しているから、現代概念の大衆化した観光の始まりである。階級意識の強い英国で、クックのツアーが、ジャーナリズムや上流階級から安物旅行者（クック族）

と蔑まれる面があったからなおさらである。日本人農協観光ツアー客を迎える二十世紀の欧州観光地を思い起こさせる。

クックは、1871年普仏戦争後のパリ戦災見学ツアーを実施し、欧州大陸、中東、エジプトへの旅行に加え、世界一周旅行まで手掛けている。複数の鉄道会社を利用する団体旅行とオプション・ツアーやパリへのパック旅行も販売しているから、近代ツーリズムの父と評価されている。この時期、1851年に英仏海峡海底通信ケーブルが開通し、1872年にベルヌは『八十日間世界一周』を出版している。当時の社会を認識する意味でも、概念「観光」を必要とする時代であったことは間違いがない。

## 2 tour, tourist, tourismに関する字句、概念の成立

### 2-1 先行研究

英米におけるtour, tourist, tourismに関する字句及び概念の発展に関する日本の先行研究の代表者に石井昭夫がいる。石井昭夫は「The tourないしThe Grand tourとなって、言葉に新しく旅の意味が付与された。更に十九世紀の初頭にはtourからtouristが誕生した。とはいえ、新しく誕生したtourなる用語は十八世紀の仏国他の欧州では通用しなかった。ディドロが編んだ『百科全書』ではtourは陶芸と鋳物関連の用語として採用されているだけであり、『コンディヤック類語辞典』は回る(circuit)の意味であるとし、使用例として〈庭を回遊する〉、〈都市内を回る〉を挙げているが、〈旅をする〉、ないし仏国を回るというレベルでは使っていない。」「touristはtourから派生し、tourとは十八世紀の英国の青年貴族らが海峡を越えてヨーロッパ大陸に渡り、ローマまで行く旅のことであった。ロマンチズム時代に形容詞から名詞へと展開したtourist(仏語ではtouriste)という言葉は、「変わり者」un être singulierの意味で使われていた。1863年版リットレ辞典は「暇にあかせて興味本位で国々を旅する外国人旅行者」と否定的に定義し、辞典ラールスは「余暇と好奇心をもって旅する人」と肯定的に説明する。辞書はツーリストを自由時間と結び付けるが、ツーリストになる資格はいつから他の社会階層にまで広がったのか、という点も問われなければならぬ。事例のツーリストのほとんどが英国人であり、金離れのいい人、見るべきものを見ても中味がわからない人、というニュアンスである。」と解説する(『観光と旅の世界史』)。ディケンズ等がtouristを作品中で使用しなかった理由が理解出来る。

tourismに関して石井昭夫は「用語自体は存在していたが、どの辞書もその定義をしないままだった。1877年のラールの補填版は単に「ツーリズム：ツーリストの慣習」と書いている。これでは「ツーリスト」への逆戻りだ。十九世紀の名のある著述家は一人としてtourismという言葉を使っていない。」「二十世紀の初期までまだ特権階級の影が残っており、tourismを抽象名詞として定義するだけの必要性はまだなかった。単数名詞tourやtouristには具体的な行動としてのイメージしかなく、あくまで選ばれた個人の行動であった。」とする。これを上回る研究の登場を期待したい。

交通学者岡田清は、ハドレーの『鉄道輸送』(1903年)の「百年前のアメリカは交通システムを持っていなかった。天然の水路を除けばいかなる種類の交通も貧弱であった。ローカルの必要のために地方政府によって道路が建設されていたが悪路であった。馬車輸送はのろく金がかかった。ボストンからニューヨークに行くのに駅馬車で一週間を要し、チャールストンに行くのに三週間かかった」という記述を紹介している(全国通運連盟HP 第二十七回 アメリカの鉄道政策史(1) 鉄道導入以前の交通)。十九世紀当初には現代概念「観光客」が存在する社会状況ではなかったことがうかがえる。

なお、ピアーズ・ブレンドンによれば、sightseeingは1847年トマス・クックにより使用されるようになった(『トマス・クック物語』P.73)。

### 2-2 文学等における字句tour, touristの登場

英米に概念及び字句tour, tourist, tourismがいつ頃から発生してきたかについては、project Gutenbergや青空文庫を活用すれば、翻訳も含め英米文豪の古典的な作品を無料閲覧出来るところから、研究者の今後の確認が望まれる。

十九世紀の写実主義文豪チャールズ・ディケンズ(1812年~1870年)の『二都物語』の冒頭に駆通馬車の描写が出てくる。1775年すなわち米国独立戦争開始の年にあたる頃の旅は、車掌も含め旅人同士が警戒しあう治安状態であることが描写されており、続いて旅館も描写されているが、現代概念「観光客」が存在する社会状況ではなかったことがうかがえる。旅行関係の字句はtraveler, the inn-yard, the Royal George Hotelに加え、旅行馬車(travelling carriage)定期船(the packet-ship)が使用されているが、tour touristは使用されていない。1842年にディケンズは二百トンの定期航路客船で大西洋を米国に渡り、その見聞を『アメリカ紀行』として出版している。翻訳によれば1840年代以降アメリカでは鉄道もホテルも急速に整備され、観光旅行が一種の流行にさえなっていたことがうかがえる。

1846年には、小説家サッカレー(1811年~1863年)の旅の記録Notes on a Journey from Cornhill to Grand Cairoが出版されている。翻訳によればP&O汽船の地中海招待旅行の見聞録である。ジャーナリストとしての招待旅行であり、現代の、特に観光経済学の定義からすると観光概念には該当しない。しかし、招待旅行による宣伝を実施しており、有料旅行者が存在することが認識出来るから、既に観光客概念は存在したと考えられる。サッカレーの本により、富裕階層の間に船旅志願者が急増したという。

米国は次第に外国人にとっても快適な旅行目的地になっていった。南北戦争(1861年~1865年)終了後はプルマンの鉄道客車等米国の交通や宿泊の施設、サービスに問題はなかった。トマス・クックは1865年11月米国ツアーの下調べを行っている。当時一年間に米国から欧州へ四万人ほどが旅行していたが、反対方向へ向かう英国人は少なく高運賃の割には船酔い等快適ではなかった。旅行会社の主催ツアーとしては時期尚早であり、この後七年間ツアーを送れなかった。

1869年にマーク・トウェインは『赤毛布旅行記(地中海遊覧記)』"The Innocents Abroad"を出版し評判となる。1867年に米国から出発した「聖地遊覧大旅行団」に紀行文を書くために加わって、欧州文化の発祥地である地中海沿岸地方とパレスチナを巡歴した見聞記であり、欧州でも概念「観光客」が存在したことが確認出来る。使用されている字句はpleasure trip, style of travel-writing, excursionであり、tour, touristは使用されていない。

### 2-3 政策概念の認識の必要性

観光に関し政策概念として必要性が生じていなかったことを、石井昭夫は先行研究「観光と旅の世界史」において「旅芸人や流浪の民を取り締まる規制がツーリストにまで及ぶことがないよう気を配るとか、運び屋の規制を自動車交通の現実に合わせていくとか、有名リゾートのカジノの金銭賭博の規制を緩めるとか、あるいは怪しげな家具付き貸間を規制によってまっとうなホテルと区別するなどでは足りるであろう。かくして長らくばらばらに規制が行われていたが、行政府がトータルの「観光」の規制に関心を示すなどとは誰一人考えていなかった」とし、「変化が生じたのは、仏国が最初で、1935年にCommissaire(観光長官)が設置された時なのだが、この時点ではまだ地方の出先はなかった。理由は1929年の恐慌によって貿易が止まり、外国人観光客のもたらす外貨が重要視されるようになったことでクローズアップされたのである。」とする。

治安維持の観点からの非定住者に対する規制は仏国に限らず日本においても同時期には条例で行われていた。行政機関を設置することだけであれば、1930年に日本では鉄道省国際観光局が設置されてお

り、仏国よりも先である。また、キャンペーンだけであれば米国がナショナルレベルのものを1910年に行っている。

更にいえば、人の移動に関する規制、よそ者規制は封建制時代のみならず古代から存在する。ピアーズ・ブレンドンによれば、mobの語源はmobilityであり、英国指導層が下層階級の移動を脅威と見ていたことの表れであるとしている。放浪は法により罰せられ、定住法は労働力が他の教区に転出することを防止する目的であるとする。英国鉄道開設時にも平等意識を芽生えさせる危険な傾向を促進させるのではと恐れられ、鉄道会社も等級制を設け、乗客を胡散臭い人間として扱った。住所氏名どころか、職業、旅行目的まで記入しないと切符が販売されなかった。しかし、乗客が殺到し長続きしなかったようである。

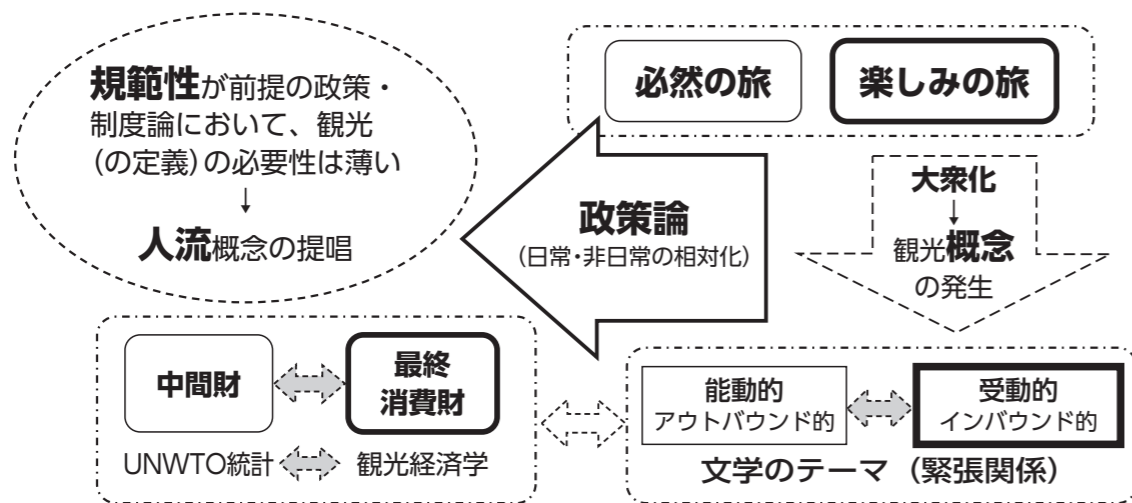
政策概念touristに関する最も古い定義は国際連盟による1937年の定義「楽しみのために旅行し、通常の生活の場から二十四時間以上を過ごす人」が存在するが、石井昭夫は「滞在時間を重視しているのみで、動機についてはほぼ無視している」「ゆえに、エクスカーションというカテゴリーを別に設けることが必要になった」「これらの定義の唯一の関心事は実用目的であり、誰を観光客とカウントするかという定義だけであった」と批判的である。しかし行政機関の必要性に基づいて作られているから当然でもあり、それは今日でも変わらない。観光立国推進基本法も、訪日外客数に関心を持つことを明記している。人数は政治とも相性がいいから当然である。

更に石井昭夫は「二十世紀の後半になると、関心は観光の国家経済、地域経済に及ぼす影響を計量することへと移った。1960年代以降になってようやく国際機関の観光専門家が概念としての観光tourismの定義に関心を抱くに至るのだが、これといった定義に集約されることはなかった」とするが、付加価値計算は人数以上に学術的にも、実務的にも課題を抱えている。観光政策とは権力行為の行使であり、政策目的を考えなければならない(第3編)。

### 2-4 日本におけるtouristの紹介

英国では貴族層、富裕層が行う楽しみの旅(travel)は能動的なものとして認識されていたが、後に一般大衆向けの受動的になった旅行(tour)を行う者が発生した、と考えられる。このtravelを行う者(traveler)と区別して、tourを行う者をtouristとする概念が発生し、十九世紀までに一般化したとされる。この点について井上萬壽蔵は、米国において当初持って回った言い方がされていたnon-immigrantの代わりにtouristが使用されるようになったことを紹介している。

図2-1 概念「[楽しみ]の旅」を区別する社会的必要性



「[楽しみ]のための旅」概念及びその概念を表現する字句を社会が必要とするように変化した背景には、「[楽しみ]のための旅」が貴族層だけのものから、一般大衆のものに拡大したこと(大衆化)があり、社会経済的に「[楽しみ]のための旅」(tour)を一般の旅(travel)から分離して考える必要が生じたと考えることが素直であろう。すなわち、tourをする人であるtouristを対象にする産業活動が発生したからである。現存する京都の老舗旅館である俵屋、炭屋は、もともとのビジネスである俵、炭の商いの際に、遠方からの取引先の商人に対して宿泊サービスを提供していた時代に起源を有する。いわばtravelerを相手にしていたのである。その後「[楽しみ]のための旅」が大衆化するとともに、tourist相手にサービスを提供するビジネスに転業していったのである。

### 3 「[楽しみ]」の客観的把握

「[楽しみ]のための旅」概念を研究対象とする場合には、その中心となる「[楽しみ]」概念を検討しなければならない。遊興性を重視するものから、機能性を重視する(例えば視察)ものに至るまで、「[楽しみ]」といっても認識されるものには個人差がある。観光を巡り、文化人類学者梅棹忠夫は「観光と文化を一緒にするな」とヴィクトリア王朝時代を思い出させるような批判をし、観光学者は「観光とは遊びではありません」という反論をした。このような食い違いは「[楽しみ]」という脳内で発生する感性が客観的に把握できないから発生するのである。

この旅に伴う「[楽しみ]」に関する分析をすることが観光学の中心であるが、多くの研究者はアンケート調査を基に分析しているものに留まっている。申告による選択肢方式(良、普通、悪)に基づくものしかない。脳内反応の可視化装置等を用いた、観光客の感性等を客観的に把握する試みが望まれる(第6編参照)。

更に、「[楽しみ]」を得るための「移動」という前提もバーチャル技術の進展により、今日では崩壊しつつある。「旅」概念ですらそれを論じる必要性の再検討を迫られている。従って観光政策論では、日常・非日常の相対化により人流に収斂してきているとの仮説が発せられるのである。

### 4 「[楽しみ]のための旅」が内包する越境概念

「[楽しみ]のための旅」の大衆化により旅行者を対象とした産業が成長し、それに伴い着地側から考えるインバウンド概念と発地側から考えるアウトバウンド概念が発生した。人の移動がtravel概念に留まっている段階では、インバウンドとアウトバウンドを区分する社会経済的必然性は大きくなかった。「[楽しみ]」を得るために移動する旅は、日常空間から非日常空間への移動が必然であり、越境概念を伴うものであった。非日常空間は異郷の地に存在したのである。

易経「国之光」の「国」は都市概念であり、今日的な国境概念は近代国際法の成立とともに確立したのである。しかし易経への意識は国際ではない「国」にこだわる、1938年発行「武相国境観光地図」(高尾保勝会及び津久井溪谷観光協会合作)の例に見られるように影響している。

概念及びそれを表現する字句の分析には、江戸期、明治初期の使用字句の数量分析が必須である。しかし板坂耀子が『江戸の紀行文』(中公新書)で指摘するように、当時の和文の印刷物化が2%程度の現況では困難である。個別の文献にあたって行う分析は補足的なものとならざるを得ず、当面はデータベース化された新聞記事検索等に頼らざるを得ない。

## 5 ハイフン・ツーリズム批判

現在、字句「観光」と字句「ツーリズム」が併用、混在して使われている。驚いたことにこの字句「ツーリズム」は朝日新聞では創刊以来昭和期が終わるまで五回しか紙面に登場していない。多用されるようになったのは、小泉首相が観光立国を唱え始めてからであり、字句「観光」がクローズアップされるとともに字句「ツーリズム」が世間で使用されるようになった。この字句「ツーリズム」を使用する理由として字句「観光」の意味が曖昧であるからという説明がなされる。しかし、共通認識を形成することが出来るのであれば、観光でもツーリズムでも字句の使い方の問題であり、本質的なことではない。既に1968年に井上萬壽藏は『観光と観光事業』（国際観光年記念行事協力会）において「ツーリズムの語義が不明確で、観光と観光事業とを併せ意味することによるのである。しかし通常は語義のいささか不明確なこのツーリズムの語で一応間に合うということにもなっている」と記述しており、今も昔も五十歩百歩である。字句「ツーリズム」の使用により、従来字句「観光」が持っていた娯楽的色彩を回避する情緒的理由は理解出来るが、概念の不明確性を理由にするのであれば研究者の取るべき対応ではない。

この研究者が字句「ツーリズム」を安易に使用する傾向が強いことを、私は連辞符社会学になぞらえて、ハイフン・ツーリズムと表現している。概念の不明確な字句が大量に造語出来るからである。これに対して、用語の使用に慎重な法令においては、字句「観光」の使用を回避して、農山漁村滞在型余暇活動、環境保全型自然体験活動、総合保養地域整備といった字句を造語して概念の明確化を図ろうとしてきた経緯がある。

研究者が、字句 tourism は定義が明確であるのに対して字句「観光」は概念が不明確であると主張する根拠として、世界観光機関（UNWTO）の Tourism Satellite Account に求めることが多い。統計を取る際の定義は我が国の指定統計でも当然定義を明確に行うものであり、その点では変わりはない。内外の行政機関が統計を取るときに概念が統一されていないと無意味であるから、観光統計の場合、日常生活圏を離れる時間的長さ等を統一することは当然であるが、それぞれ、その統計を取る意味により実施されているものである。このことをもって字句「観光」の概念が曖昧であるとすれば、字句 tourism も同じことになる。

航空の包括旅行運賃やストップオーバー（途中降機）の基準に二十四時間ルールがある。このこと等が影響して国際統計でも戦前から二十四時間ルールを採用するが、観光学研究においては、高速時代に日帰りとは日帰りでないこと（逆にいえば宿泊の有無）に本質的差異があるのか議論があるはずである。また、日帰旅行を統計から完全に外してしまうことは、国内観光を考える上では問題である。「一年以上居住地を離れる」者を tourist に含めないという統計上のルールは、国際課税制度等の影響を受けているからであり、観光を考えるうえで本質的なものであるかは議論がある。国境検査なしで国境を越えることを許可する欧州国家間のシェンゲン協定の変更により、仏国内に居住する永住権を持たない日本人は九十日ごとに非シェンゲン国である英国やアイルランドへ出国するように行動が変化している。

業務旅行は、最終的に別の商品の付加価値としてあらわれる中間投入財であるから、個人の私的旅行と異なり、付加価値統計には含めないのは、原理から当然である。通勤費用は、日本の通例のように雇用者から支払われたうえ税制度上の控除も認められている場合には、当然中間投入財とされる。しかし、通学費と同様に通勤費も自己負担とされる場合にあつては、中間財投入財とされることは当然ではない。それぞれ論議する理由が異なるのである。現在、UNWTO は訪問地で報酬を受ける場合を観光客の統計から除外しているが、出発地において報酬を受けてからくる場合と本質的な違いはない。統計目的が変われば当然定義も変化する。

## 第2節 辞書に見る「[楽しみ]のための旅」概念及びそれに対応する字句の発生とその後の展開

### 1 新しい概念の輸入とそれに対応する字句の使用

日本列島に大量に新概念が持ち込まれた時期が二度ある。仏教伝来期と幕末から明治初期にかけての西洋文明伝来期である。漢字を用いて仏教が日本列島に持ち込まれたとき、その思想は当時の日本列島には異質のものであった。漢字で表現された仏教の事物、思想を和語に訳すこと、つまり当時の日本語をその一つひとつに置き換えることは不可能であった。従って仏教に関する言葉はほとんど輸入した時のままにその後用いられてきた。

江戸末期から明治初期にかけて、今度は西洋から大量に新しい概念が入ってきた。江戸時代まで長く日本の公用文は漢文であったから、漢語による造語が大半であったものの、訳語としての漢語が定着するまでの間は音訳もなされていたから、仮名文字が使用された。漢語が使用されるようになって、その正統性を巡って、輸入された概念に対応する複数の字句の競争が行われ、次第に一つの字句が選択され定着していった。生き残ったものの、字句が定着するにつれ、使用された字句の影響を受けてその概念自体が本来の概念から変化をきたすものも見られた。

現在 tourism の訳語とされる「観光」は、その概念は異なるものの、既に字句として存在していたものであり、新たに造語されたものではなかった。明治十年代の知識人、役人の実務作業に、tourism の訳語はあまり必要性が感じられなかったであろうから、字句「ツーリスト」が用いられていた。その後観光と tourism が接近していったのである。

### 2 辞書に見る「[楽しみ]のための旅」関連概念と字句の発展過程

英語圏では「[楽しみ]のための旅」が大衆化し、貴族階級の traveler と大衆階級の tourist が区別されるようになると、英文学では両者の緊張関係をテーマとするようになった。tourist は大衆化により発生した（19世紀仏国ロマン主義作家の旅行記に見られる旅の主体の変遷 羽生敦子）から、マス・ツーリズム批判自体が矛盾を抱えるものである。

万延元年福沢諭吉は、渡航先のサンフランシスコで出版されていた清国人子卿著『華英通語』単語集を購入した。それを翻訳して出版した『増訂華英通語』（1860年）では、英語、漢訳、日本語訳の順に、Hotel 客店ヤドヤ、Lodging house 寓舎トマリヤド、Inn keeper 店主ハタゴヤノテイシュ、Baggage 行李タビジタク、Passenger 搭客タビビト Custom house 関口ウンジョウシヨ、Money changer 找銀者リャウガヘヤ、Passport 紅牌セキシヨギツテ、Pass 關津セキシヨ等と、観光関係の語彙も即物的に認識出来るものが多く掲載され、Leisure 閑暇ヒマ、Common law 恒例ヂャウレイ等の抽象的概念は数が少なく、Insurance company 擔保會に至っては、漢訳はあるものの日本語訳はされておらず、Tourist は漢訳も存在しなかった。

当時日本では「[楽しみ]のための旅」概念に対して字句「遊覧」等があてられていた。そこに字句 travel、traveler、tour、tourist、tourism、sightseeing が流入してきた。この流入時における日本人の理解を把握するため、国語辞書及び英和辞書に現れる「[楽しみ]のための旅」に関連する字句を、時期を追って整理した（表2-1）。

tour も travel も日本が英語圏文化を受け入れ始めたときには既に存在していた言葉であるから、ほぼ同

表2-1 辞書に見る字句「観光」[tour] [tourism] の概念

年	国語辞書	英和辞書
1862		
1872	「遊覧」を収録『語彙』	Travel (旅) と tour (周ルコト) を収録するが、両者の概念の本質的区別はない『英和对訳袖珍辞書』
1889	「旅」と「遊覧」を区別する『言海』	
1911	「観光」を収録『辞林』	travel と tour の概念の区別をする『附音挿図英和字彙』
1912	ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立	
1917		tourist (観光客) 収録『模範英和辞典』
1927		tour (観光旅行) (『新英和大辞典』)
1930	国際観光局 (Board of Tourist Industry) 設立	
1932		tourism 収録するも tour との概念の区別なし『大英和辞典』
1933	「遊覧」「観光」収録『新編大言海』	
1941		tourism を観光事業とする (『英和活用大辞典』)
1956	ツウリスト (観光客)『明解国語辞典』	

時期に日本に流入してきたと考えてよい。一方日本でもこの時期には、字句「旅」「旅行」と字句「遊覧」「遊歴」は両者とも存在した。しかし、しばらく travel も tour も本質的な区別がなされず紹介されていたから、日本人が概念 travel と概念 tour の違いに関する理解を得るまでには時間を要したと考えられる。

tourism は tourist とともに tour の派生語であるが、travel の派生語は traveler のみであり、tourism に対応するものとしての travelism は字句として確立されたものとなっていなかった。また、英和辞書で見ると、日本に tour、tourist が紹介された時期から時間が経過して tourism が紹介されている。この〇〇ism という概念は、英語圏でも即物的ではなく、かつ、多義的であったから紹介するのに時間を要したのである。

## 2-1 ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立までの時期

### 2-1-1 国語辞書

1872年版『語彙』は字句「遊覧」を(物見遊山などをする)ものとして収録する。この時期には日本社会に「[楽しみ]のための旅」概念が存在し、字句「遊覧」「物見遊山」があげられていたと考えて間違いない。その一方この時点でこの辞書は「観光」は字句としては収録していないから、字句「観光」が「[楽しみ]のための旅」概念をあらわすものとして一般的に使用されていたとは考えにくい。

1889-1891年版『言海』では「遊覧」「遊歴」を収録するとともに、「旅」「宿屋」を収録する。1892・1893年版『日本大辞書』では「旅行」「旅客」「遊覧」を収録する。1894年版『日本大辞林』は「遊覧」「遊歴」「旅」「旅行」「旅客」「旅人」を収録する。この時期には「[楽しみ]のための旅」概念と「一般的な旅」概念の区別がなされている。しかし、字句「観光」は収録されていない。

### 2-1-2 英和辞書

1862年及び1869年『英和对訳袖珍辞書』によれば、旅、旅行は travel、tour、旅人は traveler、tourist として紹介されている。旅という行為とその行為を行う人の区別はするものの、travel と tour の概念の区別につき、もとに戻る点を強調(周行)するか否かを除き、していない。

この時点で、国語辞書は「[楽しみ]のための旅」概念として使用されている字句「遊覧」を収録していることから、英語としての字句「tour」「tourist」の理解が深まっていなかったと考えることが妥当であろう。字句 tourism も収録していない。1887年版『附音挿図英和字彙』は、字句 travel と字句 tour

の概念区分を行って紹介している。字句 tourist には、国語辞書が収録していない字句「遊歴者」を造語して解説しており、tourist は日本流の越境概念をともなったものとして理解されている。1888年版『ウェブスター氏新刊大辞書和』は tour (遊歴 漫遊) tourist (遊歴者) travel (旅行) traveler (旅行者 商業取引人ニシテ商品ノ注文ヲ受ケ又ハ集ムル旅人) を収録している。1895年版『和訳英字彙』は tour、tourist、travel、traveler を収録している。1912年ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立時までの国語辞書及び英和辞書を概観する限り「[楽しみ]のための旅」が一般的な旅とは区別された概念として存在し、それぞれ字句「旅行」と字句 travel、字句「遊覧」と字句 tour として認識していたと考えられる。その旅をする人を表現する字句は「旅人」「traveler」として認識していたが、遊覧に関しては字句 tourist を翻訳する形で「遊歴者」が造語されたと考えられる。いずれにしろこのような状況下で1912年ジャパン・ツーリスト・ビューローが設立されたのである。同会原案の名称は国際旅客奨励会(ジャパン・ツーリスト・ビューロー)であったが、最終的に字句「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」となった。日本観光奨励会、外客集致局、日本国観光局等の候補もあったが、外国人向けの組織であるから英文名を日本名として用いることになった。

## 2-2 国際観光局設置の1930年以降

1930年に外貨獲得を目的とする政策の一環として、鉄道省国際観光局官制(勅令)が商務省貿易局官制とともに制定された。1940年発行の鉄道省国際観光局『観光事業十年の回顧』「国際観光局命名の由来」の中に「建議や答申に従へば国内的の仕事もこれから段々殖えるから観光局だけでよからう、と云ふ意見が相当有力であった」ものの、江木翼鉄道大臣の強い希望により「国際」をつけ国際観光局になったことが紹介されている。

英文名は Board of Tourist Industry であった。『観光と観光事業』でも紹介されているように tourism の訳語は観光と観光事業を併せ持つものであるが、この tourism の理解が浸透しておらず、tourist industry をあえて使用したと考えるほうが自然である。このときに易経「国の光りを観る」の解釈において、語源とは異なり、字句「観光」は字句 tourist industry (観光事業) の持つインバウンドの側面を強調することとなったのである。

1932年版『大英和辞典』は tour も tourism もともに旅行、漫遊と訳されており、両者の概念区別がされていない。英語圏では字句 tourist は 1772年までには使用されるようになっており、字句 tourism も 1811年までには使用されているから、字句 tourism の紹介にはかなり時間がかかったことになる。字句 tour に接尾辞のついた字句 tourism を理解するには時間を要したことは理解出来る。「[楽しみ]のための旅」であれば、字句 tour をもって表現出来るところに、更に字句 tourism を必要とする社会的必要性は今日でも理解しづらいものがあるからである。鉄道省の役人が苦心して Tour ではなく Tourist Industry を用いた心情が理解出来る。

多くの教科書は大正時代に tourism の訳語として観光という字句があげられたと解説するが、辞書を概観する限り疑問である。ピアーズ・ブレンドンは、観光 tourism とは、よく知っているものの発見、旅行 travel とはよく知られていないものの発見、探検とは知られていないものの発見としている。tourism と travel を対比させているが、tour と対比させるなら理解出来るが、tourism なら travelism としなければおかしい。

字句「観光」が法令用語として確立されたのちの1941年版『英和活用大辞典』は tourism が「観光事業」と解説されており、前述の通り国際観光局の英訳 Tourist Industry に対応する訳語として掲載されている。tour と tourism を区別することなく漫然と字句「観光」をあてるよりはましである。



1933年版『新編大言海』は観光の語源として易経を紹介しているが、鉄道省の法令用語の影響であろう。1940年版『大日本国語辞典』は「遊覧」「旅客」「旅客税」「旅客船」「観光」（他国の光華を視察すること 他国の土地、風俗、制度を視察すること）「物見」（見物すること）「遊山」（遊びに出かけること）「国際郵便」「国際運河」「国際河流」を収録しているが「国際観光」は掲載していない。また、「ツーリズム」は収録していないが「旅人営業」は収録しており概念「ツーリズム」の存在を示唆している。1956年版明解国語辞典は「遊ぶ」「遊覧」「遊歴」「観光」「ツウリスト」（観光客）「ツウリストビューロ」（観光案内所）を収録している。

### 第3節 政策が影響した字句「観光」等の世間での使用法

字句「観光」に限ったことではないが、行政機関が新しい字句を使用すると、マスコミ、研究者がこぞってその字句を使用する傾向がある。「[楽しみ]のための旅」概念に関しても同様であり、「ツウリスト」を皮切りに、「観光」「厚生」「レクリエーション」「ソーシャル・ツーリズム」等といずれも行政主導で字句が使用されるようになっていった。

#### 1 ジャパン・ツウリスト・ビューローの設置

鉄道開業翌年1873年の営業状況は、一日平均四千五百人弱（年間旅客収入が四十二万円）と、十分に「[楽しみ]のための旅」を目的にした活動が存在したと認識出来る状況であった。更に、1906年には鉄道国有法が成立しており、その時点では、社会には概念「[楽しみ]のための旅」が発生していたことは間違いがなく、1905年に南新助が日本旅行会を創業し、日本人用の旅行斡旋業を開始している。

明治二十年代の各県の宿屋取締規則においては、宿屋を旅人宿、下宿宿及び木賃宿の三つに分類していた。この規制においては「旅」概念が対象になっており、1899年の行旅病人及行旅死亡人取扱法においても、同様に、字句「行旅」が使用されていることから「旅」が政策対象になっていたことがうかがえる。この場合の政策目的は、主として治安維持である。逆に「[楽しみ]のための旅」を行う者（結果的に家に戻る）を区分して扱う施策はまだ発生していなかったと推測される。「[楽しみ]のための旅」が政策に取り込まれるのは、外客に特化したものではあるが、1912年ジャパン・ツウリスト・ビューローの設置が最初であると研究者は記述する。鉄道院が乗車券の販売を同組織に委託しており、権力行為との関連が認識出来るからであろうが、この場合、字句「旅人」「行旅人」を対象にすると概念が広過ぎる。使用するとすれば「遊覧客」等の字句が用いられたはずであるが、字句「遊覧客」ではなく字句「ツウリスト」が使用された。概念tourist、字句touristに対応する使用法が当時の日本では完全には定まっていなかったであろう。

1916年に開催された大隈内閣時の経済調査会では「外客誘致ニ関スル具体案」を検討している。この中で tourist 関連の字句の登場は、「観光外客誘致」「漫遊外客ノ誘致」「遊覧地其ノ他観光施設」等の字句で確認出来るように、字句「ツウリスト」から進化している。

ジャパン・ツウリスト・ビューローが1918年最初の海外の常設案内所を北京に出した時、中国人にも理解可能な名称が必要となった。北京の警察には黙認（注）してもらい「日本国際観光局」の看板を掲示したようである。従ってこの時点においては、外客誘致政策に使用する「[楽しみ]のための旅」概念には字句「観光」が用いられるようになりつつあったと考えてよいのであろう。なお、欧州における外

国人観光客誘致機関は1910年に仏国が設置した全国観光局（Office national du tourisme）が最初のものとされ、字句touristeは用いられていなかった。

（注）1901年義和団事件により締結された北京議定書により、日本を含めた欧米列強には北京駐兵権が認められていた。

## 2 国際観光局の設置

### 2-1 法令用語としての字句「観光」の確立

国際観光局の英訳は「Board of Tourist Industry」であり、字句tourismを使用しなかった。表2-2は同局が翻訳した欧州の観光学研究書であるが、当時の欧州の研究者もtouristやFremdenverkehr（外国人の往来）をもって論じていたことがうかがえる。

鉄道省の役人の意識には外貨獲得という政策目的がしっくりこなかった。外国人の巾着をねらうという意識があると初代の国際観光局長は正直に述べている。組織名も「帝国日本の文明を世界に示す」という意識で、分かりやすい字句を使用した外客誘致局ではなく国際観光局にしたとする。このことが字句「観光」の語源意識にも影響し、易経の解釈を「輝かしい国の光をしめし賓客を優遇する」とした。その結果、語源の意味とは異なったものとして字句「観光」が使用されるようになっていった。

行政用語が確立するとマスコミを通じて学会等の用語も確立する傾向があるから、1930年前後において「[楽しみ]のための旅」概念が字句「観光」に収斂したと考えられる。聞蔵Ⅱによる朝日新聞縮刷版掲載記事検索結果（表2-3）によれば、字句「遊覧」と比較しても字句「観光」の使用頻度がこの時期に際立って増加している。

しかし、国際観光局設置後においても『ツウリスト案内叢書』にも見られるように、字句「遊覧」と「観光」を明確な認識のもと区分使用しているとはいいがたく、回遊、周遊も含め使用者の判断による場合が多い。当時最も専門家と考えられる鉄道省国際観光局及びジャパン・ツウリスト・ビューローの関係者においても外部への発表文書等から少なからずこのことがうかがえるところであるから、ましてや一般国民においては、遊覧と観光を厳密に使い分ける段階には至っていないと考えることが妥当であろう。このことは今日日常使用される観光、遊覧、周遊、回遊においても同様である。

表2-2 鉄道省が翻訳した観光関係学術研究書

発行年	著者	書名	訳本発行年	国際観光局訳名
1927	Mariotti, A.	Lezioni di Economica Turistica	1934	観光経済学講義
1933	Ogirvie, F. W	The Tourist Movement	1934	ツウリスト移動論
1931	Bormann, A.	Die Lehre vom Fremdenverkehr EinGrundriss	1939	観光学概論
1935	Glücksmann, R.	Fremdenverkehrskunde	1940	観光事業概論
1936	Norval, A.J.	The Tourist Industry	1941	観光事業論

表2-3 朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱにみる「遊覧」と「観光」の出現頻度（件数）

年代	遊覧	観光
1879~1900	235	48
1901~1910	342	644
1911~1920	211	680
1921~1930	153	323
1931~1945	200	1039
1946~1989	258	5492

## 2-2 字句「国際」の採用

字句「国際」は字句internationalの訳語として定着している。『近代日本語の起源』（孫建軍）によれば、字句「国際」は各国交際というフレーズによる造語である。1872年までの英華辞典には国際は見られず、internationalの説明はinternational lawと強く結びつけられており、国際という用語の由来を究明するには国際法から始める必要があった。英和对訳袖珍辞書にも字句「国際」は見当たらない。international lawはキリスト教国間の共通の法であると書かれた解説書があったことから、中国でも日本でも字句「万国」は避けられていった（『法学の誕生 内田貴』）。

西周は明治三十年代以前に既に、概念「国際」を現代語と同様の意味で使用し、表現は「万国ノ際」「両国ノ際」「諸国ノ際」を用いたが、一般化されていなかった。箕作麟祥は『国際法』で国際を案出し使用したが、辞書における定着はかなり遅かった。1881年東大の学科改正の際「列国交際法」が「国際法」という科目名に改正され、その後「国際法」は一般社会に深く浸透していった。1930年鉄道省に「国際観光局」を設置するとき、国際法を学んだ江木鉄道大臣はすんなり国際が頭に浮かんだであろう。法令概念及び字句としての「観光」の発生は明示的に1930年であるといえる。字句「観光」は、辞書を概観したように、「遊歴」と同様に越境概念に限定されているのか、「遊覧」のように限定されていないかという命題が発生する。その時点で字句「観光」は越境概念に限定されるとする鉄道省事務方の考え方を尊重すれば、国際観光なる用語は饒舌であるが、概念「観光」が越境概念に留まらない状態になってきているのであれば、国際に限定させる意味はあったと考えられる。

## 2-3 国際観光政策における「国内観光事業」の意味

国際観光局名に字句「国際」を使用することには論議があったが、同時に国内観光事業が認識されることになった。鉄道省の資料では国際観光事業と国内観光事業とを列記しているから、日本人の国内移動に関わるものが観光概念に含まれ始めたと解釈する研究者が存在するのは無理がない。しかし国際観光局が「外客誘致」のために設置された以上、この場合の「国際」観光事業は対外宣伝事業のことをさし、「国内」観光事業は外客のための国内における施設整備等のことをさしていると考えの方が適切である。1938年日本観光通信社発行『観光事業の概要』では「第一章 観光事業の意義 一 国内観光事業 二 国際観光事業 三・四・」という構成をとっているが、日本国内事業は、外国人誘致のための観光資源（国立公園、国宝等）の整備、宿泊施設（ホテル）の整備を図るということであり、国際観光事業は「対外観光宣伝」が中心という意味である。具体的には、当時の「国内」観光事業として、外客用のホテル整備は国際観光局の事業であると考えられていたが、国立公園、国宝関係の事業等はそれぞれ内務省、文部省等において実施されることを想定していたと考えられる。この点について『観光教室』（井上萬壽蔵著朝日新聞発行1957年）は「本来は外客誘致事業の別名として生まれた観光事業という言葉は、その後の国内的なものにも用いられるようになった」と解説している。

## 2-4 内主外従の観光政策の発生

### 2-4-1 内主外従の地方観光協会

鉄道省国際観光局発行の『外客誘致の話』（1932年）によれば、大正末期から昭和初期にかけて全国で観光機関が急増し1933年にその数が三百二十八件となった。1935年には四百件を超え、全国的連合会が必要であるということから、鉄道省国際観光局所管の全日本観光連盟が設立され、国際観光局から補助金が支給され、地区代表者には二等無賃乗車証が支給されることとなった。外国人への対応が統一されていないと諜報活動等の区分がしづらいことが理由であったから、世相を反映している。建前とし

ては外客誘致ではあるが、外客誘致の為の観光事業の整備は国内事業であり、事実上日本人の遊覧の用にも供されるものであった。外客誘致という国際観光を標榜するものの、内実は内務行政、厚生行政の国民体位向上、国民の保健であった。このことは戦後の地域観光政策にも影響を与えた。

この観光協会とは別に保勝会が各地に設立されていた。1873年内務省設置により名所旧蹟行政は同省の所管となった。1881年に岩倉具視が中心になり、京都や近畿地方の名勝・古蹟を保存しようとする保勝会が作られた。1894年第四回内国博覧会は京都の社寺が拝観料を取って観光化する契機になったとされる。1897年古社寺保存法が制定されたが、この当時の名勝のほとんどは社寺に属していた。1915年には、史蹟名勝天然記念物保存協会が設置され、1919年には史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。

1920年代後半、「保存」と「利用（開発）」を両立させた新しい保勝理念が造園家たちを中心に提唱されるようになり、その際に生み出されたのが、新しい字句「風致協会」であった。この「風致協会」は、風致地区制度と強く結び付いているという他の保勝会にはない特徴を有していた。そして、1930年代半ば以降、「風致協会」という字句は全国に広まっていった。

国際観光局設立を契機として各地で陣容が整えられた団体が観光協会を名乗るようになった。地域によっては鉄道省の政策を超えて、国内観光宣伝事業を表に出し始めた。「内主外従」の本音が語られることもあり、観光の概念が拡張していった。

### 2-4-2 地方行政機関の観光政策の始まり

京都市において1913年京都市主催の大正大礼博開催が決定された際には、字句「来遊客」を使用していた。1930年観光課を設置した際の市議会の発言では「遊覧都市トシテノ真価ヲ發揮スル為ニ観光課ヲ新設」となっていたが、1934年にはキャッチコピー「遊覧都市」を「観光都市」に変更した。

この時期自治体の行政組織の中に字句「観光課」として組み込まれていたものには京都市の他には日光町（1931年）熱海町（1931年）宇治町（1932年4月）奈良市（1933年）神戸市（1934年）等があった。観光協会と比すれば数は少なかったが、観光政策として行政が行うべきことを考えれば、行政組織を肥大化させなかった点では今日よりも常識的であったと考えられる。

東京府では建設局自然公園課において観光行政を所管するとともに、観光事業の振興を図ることを目的として1936年に東京府観光協会が設置された。同協会発行「観光の東京府1号」の中で岸衛東京府観光協会参与は、東京府観光地の施設希望として「施設はその施設はといった内地客に重点を置くか、または外国人客に対してその施設を完備線とするか、これが欧米ならばそのごとき区別は必要ないのであるが、外人と著しくその生活状態をことにしている我が国においては、その点実に複雑を極る」（下線は筆者、以下同じ）としたあと、内主外従の本音を記述している。

### 2-4-3 内主外従時代の社会状況

1933年に日本は1929年の経済水準を回復し、世界に先駆けて景気回復を果たした。管理通貨制度の下、日銀による国債引き受けによって財源をねん出し、農村部にも及ぶ公共事業を積極的に展開し、その結果農村部の所得も確実に増大していた。従って国民は農村部を含めて高橋財政に不満を持っておらず、選挙結果にも表れていた。

二・二六事件の首謀者たちにとって、総選挙の結果は想定外であり、それによってクーデター計画の実行のタイミングが早められた。岡田内閣打倒の政友会が軍部や右翼と結託して、天皇機関説排撃運動を全国で展開した。政府は事態を収めるため、定見なく機関説を禁止した。美濃部攻撃の先頭に立ったのは鈴木政友会総裁であったが、選挙結果はさんさんたる大敗北であり、総裁も落選してしまった。大敗の原因は天皇機関説排撃と国体明徴運動の貫徹を選挙の争点にしようとしたことにあった。朝日新聞はファッショ的風潮に対する国民的反感の表れと分析した。このような記事が二・二六事件の朝日新聞

社への乱入行為につながったと思われる（三谷太一郎講演 学会報2018-IV）。

#### 2-4-4 厚生省設置による字句「厚生」の誕生と字句「レクリエーション」の登場

厚生省の設立は、一般的には国家総動員体制の一環であったと見なされているが、近年の福祉国家研究は厚生省の設立を「日本の福祉国家体制の歴史的起点であった」と評価するものもある。

1936年ベルリンオリンピックの次期大会として1940年東京オリンピックが決定されたが、これとともに「国際レクリエーション大会」も東京で開催されることになった。報道では当初「レクリエーション大会」を「余暇善用大会」と訳していたが、同時期に設立された厚生省の名称の影響を受け、「レクリエーション」の訳語が字句「厚生」となった（東京朝日新聞朝刊1937年12月）。しかし字句「レクリエーション」「リクリエーション」の戦前の用例は、聞蔵Ⅱによる朝日新聞縮刷版記事検索結果では十三件であり、戦後を含めてレジャーや観光と比較しても用語として普及していなかった。

時局を反映した国民体位向上運動により、地方観光協会等各地においてハイキングを強調するようになっていったことも、国内観光概念にも微妙な影響を与えることとなった。1934年頃から、鉄道省は慰安や保養を主として意図した旅客誘致は微温的であると、国民保健運動を強調してゆくこととなった。とりわけハイキング、聖地を巡る徒歩旅行は「信仰ハイキング」と称された。1938年からは質実剛健旅行を提唱している。国際観光局創立の日を観光国策樹立の記念日として始まっていた観光祭の標語として「挙国一致で邦土美化」が採用されることとなった。使用がはばかれるようになった娯楽等の字句に変わって、字句「厚生」の衣のもとハイキング等を強調するように変化していったのである。

終戦後、戦前のオリンピックの発想等の影響を受け、レクリエーション大会は国民体育大会とともに開催され、レクリエーション・スポーツは文部省所管業務となった。字句「レクリエーション」は国家公務員法において初めて法令用語として使用されたが、「元気回復」という意味で使用された。その後、高度経済成長期に全国総合開発計画及び運輸省において字句「観光・レクリエーション」が再び使用されるようになった。この時点においてはレクリエーションに厚生の子句をあてる発想はなくなっていた。

### 3 戦後復興期における字句「観光」の使われ方

字句「観光」が、遊覧、巡覧、周遊等が集約された意味の観光に変わるのは、1949年運輸省設置法以降である。1946年9月に陸運監理局長が各地方長官にあてた「遊覧観光自動車事業について」（通達）に観光が使用されているが、これは専ら駐留軍将兵向けの観光バスを指していた。戦前から訪日外客に観光を用いてきた名残である。1950年に一般乗合及び一般貸切旅客自動車の免許基準が大幅に緩和されたが、「観光事業の重要性に名をかり、不健全な遊覧、行楽に貴重な燃料を消費しない」という条件が付けられていた。このことは「観光」を冠したバス会社が数多く設立されたことが背景にあり、観光が今日の意味で使用されるようになっていたことを表す。字句観光が国内、国際を区別せず使用されるようになったのは、占領政策の終了時期、つまり日本人の国内観光が活発化する頃からである。

### 4 観光基本法と字句「観光」

1963年に自由民主党、社会党及び民社党の三党共同の議員提案により旧観光基本法が制定された。教育基本法（1947）、原子力基本法（1955）のあと、農業基本法、災害対策基本法が1961年に内閣提案により制定されており、旧観光基本法は五番目の基本法であった。この旧観光基本法は規範性に乏しく、

議員提案によるものとなった。

法治国家において規範性を必要とする法令用語は、概念の明確化が求められる。旧観光基本法の制定に際し、法案作成の事務作業をした衆議院法制局では、観光の法的定義を試みたものの困難であると断念した。観光概念は世間で使われているものと同じ意味であるとした（運輸省観光局監修『観光基本法解説』）。定義は必要性があつて行うものであるから、必要性論議が進展しなかったのである。原子力基本法は原子力の定義を精緻に行っているが、それは取り扱いに他と区別される効果があるからである。現在の旅券法はその法的効果から、外交、公用及び一般の旅券に区分し、観光を特別にカテゴリー化しない。その理由は旅券法では観光とビジネス概念を区別する必要がないと判断されているからである。

旧観光基本法を基本法としてその後制定された法律は観光財団抵当法一例にとどまり、指針性を持つとされる基本法としての役割が発揮されることはほとんどなかった。

旧観光基本法が制定された時代背景には、1964年東京オリンピックの開催、日本人海外旅行の自由化に代表される高度経済成長がある。その後の国際収支の改善とともに、観光基本法の最も重要な政策理念である外貨獲得のための外客誘致理念は実質消滅した。

旧観光基本法は第一条において、国の観光に関する政策の目標は、「観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献する」と規定するものの、実際の施策は、1963年のOECD加盟に伴う外国為替の規制緩和による海外旅行の自由化が開始され、外貨獲得と正反対の施策が実施され始めた時期でもあった。

旧観光基本法の最大の問題点は、制定当時例文既定のように思われていた中央集権規定「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない」（第三条）を取り入れたことである。しかし観光は地域の個性の発揮であり、大きな矛盾を抱える規定であった。このことに気付いていた佐伯宗義は観光基本法の制定に反対の意向を漏らしていた（『月刊観光』1965年5月号）。

## 5 国内観光政策の本格化とその後の変化

### 5-1 余暇、レクリエーションによる国内観光政策の展開

戦後、字句「観光」は厚生行政、文部行政文書に登場することはなかった。運輸省所管事務の「運輸に関連する観光」と対比される形で、厚生行政においては国民宿舎等に具体化されるソーシャル・ツーリズム、文部行政においてはレクリエーション・スポーツ（体育）が戦前を引きずる形で強調されることとなり、戦後初期に成立した文部省所管の社会教育法、博物館法、公民館法、図書館法においては法令上字句「レクリエーション」が使用されることとなった。

字句「観光」を使用した形での国内政策が省庁横断的に展開されなかった事情として、55年体制下において「休日問題」が観光基本法の対象外とされたこと、厚生省所管の旅館業法のもと国際観光ホテル整備法が運輸省所管とされ二重行政が実施されたうえに、外客目的の為の国際観光旅館にほとんど外客が宿泊せず形骸化していたこと、その一方で公共の宿等の廉価な宿泊施設と民間宿泊施設に緊張関係があったことが考えられる。総合保養地域整備法（リゾート法）は、この点では、省庁横断の総合的余暇政策として初めて法制度化されたものであり評価すべきであった。しかし、地域観光政策研究者はマスコミに迎合した批判的評価を行うものが多かった。戦前、戦中、戦後を連続してとらまえる見方が普及していなかったからであろう。リゾート法が持つ最大の問題点も、佐伯宗義が中央集権の規定を持った旧観光基本法の制定に反対したように、観光は地域の個性の発揮であり、権力行為をもって格差を是正しようとする政策というものは内部不協和の部分があったことである。

## 5-2 厚生省に見る国内観光行政

戦前、国内観光行政は建前として存在しなかった。しかし国際観光局の設立に伴い、各地に観光協会が設立されると、自治体ベースでの国内観光行政が実施されるようになっていくのは必然であった。問題点は、前述のように外客（西洋）用の観光事業と日本人用の観光事業が当時の生活様式の違いを反映して相当程度異なるところから、建前と本音を使い分けることが難しかったことである。

厚生省の行政は、内務行政の一環であり、その字句「厚生」がレクリエーションの訳語として用いられることは、国内観光事業が厚生省行政の中でも進められることをも意味していた。国立公園行政や温泉行政、宿泊行政等がその典型であった。しかし観光として正式に認知出来るまでには至らないうちに戦時体制が強化され、ハイキング、厚生、保健、休養等の字句を超えてまでには観光は使用されることはなかった。また、東京都に代表されるように、自治体の観光行政主管課が旧内務省系等の組織に属していたことも、外客誘致を所管する国際観光局とはずれを生じさせていた。この影響は、戦後も継続し、厚生省に関連する行政において、字句「観光」が法令等の厚生行政文書に登場することはなく、「ソーシャル・ツーリズム」等に代表される用例が登場したのではないと思われる。

## 5-3 1971年旅行業法の制定によるアウトバウンド政策の開始

日本人海外旅行者数が訪日外客数を上回った1971年、旅行あつ旋業法が旅行業法に改正されることにより、規範性の強い観光政策は、外国人観光客対策から日本人海外旅行者対策へと具体的施策がシフトした。幾度かの旅行業法改正により、日本人の海外旅行対策が強化されるとともに、外務省の領事行政も充実強化された。円高対策もあり、1987年には外貨減らしを目的とする日本人海外旅行者の数を五百万人から一千万人に倍増する計画（テンミリオン計画（注））が実施された。法律を改正して国際観光振興会のアウトバウンド業務も開始されたが、行政改革の批判の中で再び、削除されることとなった。税金を使用してまで海外領事事務と二重に行う必要はないと判断されたのである。

（注）当初の計画略称名はゴー・アブロード・テンミリオンであったが、橋本龍太郎運輸大臣（当時）の判断で短くした。

## 5-4 国内観光法令における字句「観光」の忌避

農林水産行政においては、1994年に農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律が成立し、同法において「農山漁村滞在型余暇活動」を定義付けしている。同様に2002年に制定された沖縄振興特別措置法は、環境保全型自然体験活動（同法三条五号において「その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動」と定義される）について規定している。両者とも見事なぐらいに字句「観光」を忌避して造語している。この姿勢は、省庁の枠を超えた総合法である総合保養地域整備法に対する姿勢からも見られ、俗称もリゾート法であった。同法は、自民党と社会党による55年体制の下ではそれまで取り扱われなかった休暇制度も含めた総合的な政策の一環として実施され、「国民が余暇等を利用して」「滞在しつつ行う」「スポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動」に資するための総合的な機能の整備を促進することを目的としたものとして、単なるキャンペーンではなく、地域「観光」概念に関する初めての総合的な具体的政策（権力行為）の展開が規定されたが、地域観光政策研究者には、同法の持つ制度的認識に欠如する者が多く、結果において金融政策、環境政策面での否定的評価が強調され、統合的な国内観光政策面での評価研究が行われなかった。この結果、国内観光政策の研究が遅れる原因となった。同法では、字句「観光」は「観光業の健全な発展に配慮」という表現にしか現れていないが、字句「観光」が強調されなかったこと

が、皮肉なことに小泉内閣の観光政策の展開には幸いした。

## 6 中央省庁改革法及び観光立国推進基本法による字句「観光」の本格的認知

### 6-1 正式認知された字句「観光」

旧運輸省設置法の所掌事務には「運輸に関連する観光」と「運輸に関連する」という限定が付されていた。しかし字句「観光」が実定法において使用されることは少なかった。規範性を必要とする観光施策が少なく、旅行あつせん業法、旅行業法等観光に限定されない「旅行」に関する施策が展開されたからである。

2001年中央省庁改革法により国土交通省が設置され「観光地及び観光施設の改善その他観光の振興に関すること」が国土交通省の所掌事務とされ、「運輸に関連する」という限定が外された。しかし概念「観光」が字句「観光」をもって、しかも国内観光も含めた内外無差別のものとして省庁の垣根を越えて政府全体で使用されるようになるのは、2003年の自由民主党総裁小泉純一郎と保守新党代表二階俊博の間における政策合意事項に観光立国・観光立県を実現することが含まれたことを契機としてからである。

旧観光基本法においては字句「遊覧」、「観光」が併用されていたが、観光立国推進基本法においては字句「観光」に完全に整理されることとなった。法令での字句「遊覧」の使用は1995年海上運送法の改正により廃止された「遊覧旅客不定期航路事業」の経過措置規定等に残っている程度であり、字句「観光」に収斂されたといえる。

その一方で、概念「観光」に関する科学的論議が研究者間で進展しない中、字句「観光」を忌避する傾向が研究者の間で蔓延し始め、逆に安易にツーリズムが使用されることとなった。

### 6-2 法律における字句「ツーリズム」の登場と基本法の指針性

2007年にエコ・ツーリズム推進法が制定された。同法二条において「自然観光資源」とは「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」の定義のもとに、「エコ・ツーリズム」とは「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう」と規定する。エコ・ツーリズム概念が観光資源及び観光旅行者といずれも字句「観光」を用いており、法令としては字句「ツーリズム」の造語を回避して字句「環境保全型観光活動」等の採用が考えられなかったのかと思われる。いったん字句「ツーリズム」の使用例が出現すると、生物多様性基本法（2008年）等のように用例が増加するが、概念が不明確であり規範力の弱い規定にしか採用されていない。

「観光」概念のあいまいさによる法律としての指針性、規範性が欠如するという旧観光基本法が抱えていた問題点は、字句「ツーリズム」の法令への採用により、観光立国推進基本法において更に拍車をかけるものとなった。

## 第4節 新聞記事に見る字句「観光」「ツーリスト」「ツーリズム」

朝日新聞に使用された字句「観光」を、検索システム聞蔵Ⅱにより新聞創刊初期の頃の記事を検索した結果、字句「観光」は、当初は観光丸、観光社、観光寺といった固有名詞に使用され、1893年に初めて普通名詞として使用された。

間蔵Ⅱから判断すると、世の中で一般的に字句「観光」が普通名詞として使用される場合には、越境概念を内包するという常識があったと推測出来る。圧倒的に国境を超える用例が多く、日本人の国内移動に関わるものは例外的であるからである。言葉は徐々に変化してゆくから、誤用等から始まり次第に市民権を得てゆくことは十分に考えられる。国内移動についてジョークも交えて「外遊」というニュアンスを持つ「観光」という言葉を使用することは自然であり、むしろそのほうが一般的で、戦後復興期にいきなり日本人の国内行動を含めることとして使用が始まったわけではないのであろう。

戦前期の「ツーリスト」の用例については、「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」に関するもののみであった。「ツーリズム」の用例は、新聞発行時（読売1874年、朝日1879年）から戦前期においては皆無であった。昭和戦後期の用例も、読売新聞においては1962年1月21日朝刊における「ソーシャル・ツーリズム」及び1964年4月10日朝刊における「産業観光（テクニカル・ツーリズム）」の2件だけであり、朝日新聞（縮刷版掲載記事）も戦後昭和期の用例は5件であり、海外旅行が中心であった。読売新聞の平成期における用例においても、2000年までの「ツーリズム」の用例は244件であり「観光」と比較しても極めて少ない。増加するのは二十一世紀に入ってからであり、2001年から2010年までの用例は2,565件、2011年から2016年までの用例1,108件となっている。観光研究者が好む「ツーリズム」が使用されるのは、新聞記事検索によれば、極めて近年の現象なのである。ちなみに「観光」のヒット数は2011年以降だけでも六万件を超えている。この傾向は朝日新聞でも同様であった。

以上のことから字句「ツーリズム」が社会一般に使用されるようになるのは二十一世紀に入り小泉総理が観光を唱え始めてからのことであり、しかも字句「観光」の使用が高まるとともに高まってきたと判断される。

間蔵Ⅱ及びヨミダス（読売新聞）を用いた戦前の新聞記事検索結果において、日本人の国内移動に字句「観光」の使用される例が国際移動に比べて圧倒的に少ない理由としては「観光」概念に国内移動が含まれていなかったと考えられるからであるが、そのほかには、日本人の国内観光活動が極めて少なかったこと、国際に関わるもののニュースバリューが高く記事になりやすかったこと、更には日本人の国内移動は当たり前過ぎて記事にしにくかったことが考えられる。定量分析等を用いた科学的な立証が必要である。

## 第5節 「観光」語源論と命名論の決着

酒井邦嘉は「単語と意味の関係は極めて恣意的で、必然的な法則性はない。語源論を追い求めても、科学にはならない」とする（『言語の脳科学』）。チョムスキーによれば、意味や概念の学習は後天的なものであり、単語と意味のつながりは連想に基づくもの、その連想関係は偶然的であるから、観光とtourismも説明できないのである。

### 1 易経と易経に現れる字句「観光」

観象授時の暦の時代には、農業を行う基準に過ぎなかった暦は、正統の証として機能するようになった。歴史記録は文字によって残されたわけだが、文字が呪術の道具であるということは、その文字の表す内容が神界・魔界・霊界との交渉を記したものであって、うそ偽りが記されることはなかったということの意味する。従って、文字は神話と歴史との接点に立った。観光の語源が求められる「易経」も王が文字を独占していた時代のものである。

易の仕組みからすれば、「六四 観国之光 利用賓干王」の「観」の意味は六四（大臣の位）が九五

（剛健中正の徳ある王者）を「仰ぎ見る」ということである。現代流解釈ならアウトバウンド（見に行く）であると解釈することが素直だが、多くの解説書では観光はインバウンド（見せる）にまで拡大して記述している。例えば『新観光学概論』（ミネルバ書房1994年）は、受入国の側から見れば国威発揚の意味を有したものであると記述している。日本国際観光学会監修『観光学大事典』（木楽舎2007年）も同様である。『易』（本田清著朝日選書1997年）は「卦辞の観はしめすの意で去声に読むが、爻辞の観は平声、みるである。卦辞は九五の側から発言しているので、各爻からいえば、九五をみるのである」と記述するが、『新漢和大辞典』（学習研究社1978年）は「観光は①よその土地の文化・風俗・風景などを見物してまわる。②国威を外にしめす。『易経』観卦の「観国之光、利用賓干王＝国の光を觀しめす、もつて王に賓たるに利よろし」から」と記述しているから、新漢和辞典をもとに理解をしている研究者がいるのかもしれない。いずれにしろ孫引きする場合でも、原典にあたって出典を明示しないと混乱が拡大する。

## 2 命名論

法令用語、行政組織名としての字句「観光」は、勅令による国際観光局名の実質上の命名者である鉄道省（形式的には内閣）が易経から引用したとするのであれば、易経が語源である。このことは内閣が定める元号と同じである。他に説明可能な文献があるにしても、子供の名前と同じで命名者の意図が優先し、議論をしても仕方がない。世間で使われている字句「観光」の語源については複数存在してもかまわないが、新聞記事における普通名詞「観光」の使用頻度から推測する限り、政府（鉄道省）が法令に「観光」を使用した影響が、一般社会に大きく及んだと推測出来る。ただし、現在使用されている「観光」概念である「[楽しみ]のための旅」を表現するものとしての字句「観光」になると、語源というよりも、字句と概念の遭遇及びその後の発展現象と考えるべきである。字句「観光」は概念以前に使用されていたものであり、新たに造語されたわけではなく、その概念も時期を追うごとに変化、発展しているからである。

鉄道省の影響を受けて、多くの教科書や解説書は観光の語源を易経に求めるが、字句「観光」そのものは易経の「観」の卦辞にも爻辞にも存在しない。白川静の『字統』には、観国という字句は出ているが観光は出していない。どのような経緯から観国ではなく観光が造語されたのかを原典にあたり論じるものが少ない。

## 第6節 概念「観光」から概念「人流」への進化

これまで概念「観光」の中心には、人が非日常体験を求める移動があるとしてきた。商品としての個々の観光資源販売者の立場からは、場合によっては無理やりにでも移動してもらうことが望ましいことになる。経済学はこれを、市場原理を使って資源の有効活用の観点を使用して解決方法を提示してきた。

Covid-19の対処にあたってStay at home, Social distancing, Lockdown、海外渡航制限等が講じられた。essentialな移動を除き、人と人の接触や人の移動が規制され、「[楽しみ]のための旅」はessentialな移動とは認識されず、観光産業活動への影響も大きくなったのである。

第一次、二次石油危機時の交通論議では、不要不急の交通は抑制し、通勤通学等のための公共交通を優先する論議が中心で行われたが、Covid-19対応では、鉄道、バス・タクシー等の公共交通機関による移動が抑制され、病院検査等のための移動はマイカー等の使用に制限され、在宅勤務等が奨励された。

その結果、Covid-19は観光研究者に対して、無理やり移動させないことも研究対象に含めて研究するべきではないかという命題を突き付けることになった。しかしながらプログラムを人の移動とする立場では、観光学の自殺行為につながり、観光資源（観光対象）が宙に浮いてしまう。

物流学（physical logistics）は単なる貨物輸送論、倉庫論とは異なり、利用者である発着荷主の立場から、モノの移動だけではなく効率的な在庫管理等を含めたロジスティクスを研究対象にして発展している。無駄な輸送、在庫はむしろ排除するための科学になっている。物流政策も利用者ニーズに適合した物流サービスを効率的に提供することを目的とする。

このことを、人流学に置き換えて考えるとすると、人流学とは「利用者ニーズに適合した利用者の位置の選択サービスを効率的に提供する」ことを研究する学問ということになる。

観光という商品の販売の立場から離れ、観光客の立場から、在宅、移動、滞在等全体の時間管理を考えるものとして研究対象をとらえれば、移動を必須のものとする必要はない。当然、疫病、災害等のリスク管理も含まれてくる。限られた時間をいかに有効に使用して、在宅、宿泊施設等自己の位置を選択するかを考えるのである。従って、必ずしも移動を伴わない人流概念が中心に据えられるのである。

成果メディアを生活の質とすれば、プログラムは自己の位置情報、二価値コードは満足／不満足となる。限られた時間をいかに効率よく活用出来るかという時間管理が研究対象の中心となる。移動を省力化して楽しみを拡大させるオンライン観光も研究対象に入ってくるから、在庫概念を取り込んだ「物流」概念と同様に「人流」が中心概念となるのである。物流学（science of physical logistics）では、輸送・保管の対象になる貨物の使用は荷主サイドのissueであるが、人流学（science of human logistics）ではtouristの「楽しみ」が範疇に含まれるから、その分大掛かりなものである。脳の中の反応の客観化が必須なのである。なお出張等のいわゆる業務移動の場合には、touristとしてではなく、travelerとして移動することになる。移動費用等は事業主が負担するから、physical logisticsと同じ構造になる。出勤するか在宅勤務するかは事業主の選択によることになる。疫病対策時においては、法律に基づき政策的な強制等が行われるということになるのである。

## 第7節 観光と観光学

日本学術会議は「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を報告し、主要分野の学問の定義を行っている。例えば、法学は法を対象とする学問としている。これに対して、医学の定義は、人体の構造と機能を解明し、精神的・肉体的疾病の診断・治療・予防などについて科学的に研究する学問で、人の健康の維持・増進が目的であるとし、その概念が具体的に記述されるのは、医事法等が存在し規範性が強く求められるからであろう。

観光学にあっては、観光経済学と観光政策学とでは、必要とする観光概念が異なり（図2-1）、日本学術会議の参照基準では観光学の定義はなされていない。法学の定義を参考に行うとすれば「観光学とは観光を対象とする学問」となるが、この定義は同義反復であり、結局「観光学」ではなく概念「観光」の定義に戻ってしまう。それにもかかわらず字句「観光学」は存在し、「観光学入門書に見る観光学の変遷」（有馬貴之著「三十四回日本観光研究学会全国大会論文集」2019年12月）において、二十九冊の観光学概論の分析がなされたところ「共通的な基礎知識や理論はあいまいなまま存在」しており、「取り扱いが比較的多いものが観光政策である」と記述されている。法治国家における政策は法制度等による規範性が求められ、比較的概念が明確にされているから、観光学入門書で取り上げられやすいのである。